

日本代表選手・監督・コーチの選考・選任等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）が日本代表チームの監督・コーチ・選手等の選考の手続を定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「日本代表選手」　国内外を問わず世界各国で開催されるハンドボールの国際競技大会の試合に日本を代表して出場する資格を有する選手として次のカテゴリ（次条以下において「各カテゴリ」という）に従い選考された者をいう。

①男子	上限年齢なし	男子日本代表
②女子	上限年齢なし	女子日本代表
③男子	21歳以下	男子日本代表アンダー21(U-21)
④男子	19歳以下	男子日本代表アンダー19(U-19)
⑤男子	16歳以下	男子日本代表アンダー16 (U-16)
⑥女子	20歳以下	女子日本代表アンダー20 (U-20)
⑦女子	18歳以下	女子日本代表アンダー18 (U-18)
⑧女子	16歳以下	女子日本代表アンダー16 (U-16)
⑨男女	24歳以下	男女日本代表アンダー24 (U-24)
⑩ビーチハンドボール	日本代表男女	
⑪車いすハンドボール	日本代表	

(2) 「日本代表監督」　日本代表選手及びこれが属する日本代表チームの強化・指導にあたる者として、カテゴリごとに選任される者をいう。

(3) 「日本代表コーチ」　日本代表監督を補佐して日本代表選手及び日本代表チームの強化・指導にあたる者として、カテゴリごとに選任される者をいう。

(日本代表監督等の選任)

第3条 各カテゴリの日本代表監督及び日本代表コーチ（以下「監督等」という）は、本協会の強化委員会の推薦に基づき、理事会の決定をもって選任する。

2. 前項の定めにより選任される者の任期その他の地位の詳細は、本協会が各人と個別に締結する契約において定める。ただし、当該契約の内容は、本規程その他本協会が定める基準等を満たす必要があるものとし、任期、報酬、費用負担の別、契約機関、監督等としての活動時期又は日数等の主要な条件について、事前に理事会の承認を得なければならないものとする。
3. 監督等がその当該役職に不適格と認められる場合には、その任期途中であっても、本協会は理事会の決定をもって同人を罷免することができる。この場合、本協会は前項の契約書の定めに基づき、同人との契約を解除することができる。

(日本代表選手の選考)

第4条 各カテゴリの日本代表選手は、当該カテゴリの日本代表監督が選考する。当該日本代表監督は、当該選考後、強化委員会の承認を得て、最も早い日に開催される本協会の理事会又は常務理事会において、当該選考結果を報告しなければならない。

(大会等への参加)

第5条 第3条1項及び前条の定めにより各カテゴリの日本代表監督、日本代表コーチ、日本代表選手として選任・選考された者（本条において、それらの候補者として選考の過程にある者を含む）は、出場が予定される各種大会、試合、強化合宿及びその他各資格・役職に応じて合理的に参加が求められる活動（以下「大会等」）へ参加しなければならない。また、各人が所属するチーム又は組織等（以下「所属チーム等」）は、それらの者を大会等へ参加させるよう最大限協力するものとする。

2. 日本国以外の国において活動している選手で前条の定めにより日本代表選手として選考された者は、国際ハンドボール連盟が指定するナショナルチームウィーク期間中は、大会等へ参加しなければならない。
3. 前各項の定めにかかわらず、前各項において選任・選考された者が、やむを得ない事情により、大会等への参加を辞退する場合は、当該個人は、その理由を明記した書面をもって強化本部へ届け出るものとし、また、当該やむを得ない事情が傷害又はその他疾病による場合は、これらの症状に関する医師の診断書も添えるものとする。

(辞退に係る措置)

第6条 本協会に加盟する所属チーム等又は第3条又は第4条の定めにより選任・選考された者が大会等への参加を辞退し、又は前条各項の定めに反したときは、本協会が別途定める規程に従い、適正な調査・検討を経た上、当該所属チーム等及び各個人について処分相当であると判断された場合、これを処分することがある。

(日本オリンピック委員会専任コーチ等の推薦)

第7条 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）から本協会に委嘱された役職（ハイパフォーマンスディレクター、ナショナルヘッドコーチ、ナショナルチームコーチ、ナショナルチームスタッフを含む）は、本協会の強化委員会、情報科学委員会及び体力科学委員会において選考された者の中から、常務理事会が決定し、JOCに推薦する。

(不服申し立て)

第8条 日本代表監督日本代表コーチ及び日本代表選手の選任・選考に係る不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める「スポーツ仲裁規則」に従つて行われ、その解決が図られるものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 本規程は、昭和59年5月16日より施行する
- 2 本規程は、令和5年6月理事会にて改定